

第17回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年11月5日(木) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第33号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第34号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 議第97号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第98号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第99号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第100号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第101号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第10 | 議第102号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、
下田正克、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、杉本彰信、伊藤善明
小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、田中正躬、西本壽吉、車戸明良、
岩村聡、平田秀男、加藤貢、田村信彦、岩本洋子 天野克宏、増田勝
反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

田中利博、空野光治、野村光吉

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

林務課長 藤下定幸

○本日会議に

事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、平野善浩、
下畑守生、尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

事務局長 伏見七夫

職務代理

ただいまより第17回高山市農業委員会を開催いたします。

1番 空野委員、10番 田中委員、14番 野村委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中33名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議長より挨拶を願います。

議長

ご苦労さまでございます。

ここ1ヶ月の間に3つの行事に参加いたしました。まず最初は、10月19日より北海道で全国酪農乳牛共進会がありまして、高山から2人の若者が、乳牛を岐阜県代表で連れていってくれました。結果は後ほど畜産課長の方から、ご報告があろうかと思いますが、農業委員会としても何とか応援できないものかと幹事長とご相談申し上げ応援の義援金を出して頂き壮行会でお渡しをしてきました。結果はどうであれ、若い人が全国の仲間と集い、今後の飛騨の酪農経営に生かしてくれる事と信じております。次に、10月25日にJA主催でお米の食味コンクールがあり400数十点と言う出品があり順位が決められました。この会を拝見させていただいて、私が思ったことは、本当に良いことだという事、講師の方も言われてみえましたが、JAが主体となって進めた事、日本中でこんなJAないですよと話をされておりました。確かにそうだと思います。ただ米の良し悪しを決めるだけでなく、どうしたら味が乗ってくるのかを技術として持ち農協出荷だとか個人出荷だとか縁故米であろうが同じ目標に向かって技術を競いあっていくうちに、化学肥料や農薬が減ったりして水田環境がかわっていくような気がします。この事は分水嶺を持つ高山市が考えている事が宣伝となり、環境を考えるトマトであり、ホウレン草であり、肉牛であり、牛乳でありと、そういう物への引き合いも強くなるのでわないか今後もJAが指導をしていただけるとありがたいと思います。

昨日、岐阜市で会長・事務局長会議がありまして話の1番の根幹は農業委員会法の改正の説明でありました。高山市の定数は、19人です、又農地利用最適化推進委員は、47人までおけますので合計66人です。県下で一番大きい団体となります、次が岐

阜市の60人です。その19人をどうするかという話が来年1年掛けて、詰めて行かなければいけない事です、皆様の知恵をお借りして行かなければいけません。非常に難しい問題をはらんでおります。12月には定数条例の改正を市長が議会に掛けなければいけないので、それまでに詰めていって、そこで議会に決めて頂き次の議会では、決まった19人を議会が認めて頂かないと市長は処理出来ませんので、認めて頂いて6月の最終で市長が選任という流れになるようです。そして、来年の12月までには定数条例とその選出について委員会又事務局の方々と知恵を絞ることになります。TPPもあります色々な問題が出てきております。

そんな中で明るい話題として下呂市農業委員会で婚活パーティーをやって、男女15人ずつの参加で9組が仲良くなったという結果だったそうです。婚活サポーターについて渡邊議員に骨をおって頂き、遠藤直美さんというHitsFMのアナウンサーで、この事にご尽力されてみえる方がおられます、3時からここへ入られて、この件について少しばかりレクチャーをいただくことになっています。みんなで結婚問題を考えましょうという事を予定していますので、よろしくお願ひします。

あいさつにかえます。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従いただいまから議事に移ります。
進行は議長が務めます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 35番 加藤 正雄 委員と、36番 森山 護

委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第33号 農業生産法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

前坂農地 主 事 それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
今回は47法人のうち4法人についての報告となります。
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番 上宝町蔵柱にあります株式会社は認定農業者であり、田2.4ha 畑1.2ha、合計3.6haを経営耕作しております。経営内容につきましては水稲、トマト、パブリカ、菌床しいたけ、作業受託、その他トマトケチャップ、トマトジュース、ジャム等の加工販売をしております。

2番 江名子町にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は全て畑で4.6haを経営耕作しております。経営内容といたしましては、和牛繁殖として繁殖牛180頭飼育しているほか、ほうれん草、菌床しいたけを栽培しています。

3番 清見町池本にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は全て畑で4.6haを経営耕作しております。経営内容といたしましてはトマト、菌床しいたけ、とうもろこしの栽培を行っております。

4番 清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積といたしましては、全て田で0.6haを経営耕作を行って

おります。経営内容といたしましては肉用牛肥育として肉用牛212頭を飼育しております。このほかに水稻を栽培しております。

以上、4件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第4 報第34号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 転用許可の出ている農地について、当事者より許可の取消しが申請されたものです。
今回の場所は、丹生川町北方になります。
この件については、許可交付後に、住宅を建てる計画がなくなったため、その許可を取り消すものです。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第5 議第97号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
今回は、7件の上程となります。

1番は、山田町地内の案件です。田 1筆 253㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は5,986㎡、作付けについては水稻の予定です。

2番は、丹生川町新張の案件です。田 2筆 5,264㎡ を賃貸借契約します。作付けについてはトマトの予定です。こちら

は、当事者間で貸し借りをしていましたが、今回正式に手続きをされるものです。

3番は、国府町宮地の案件になります。田 1筆 622㎡を移転します。作付は水稲の予定です。

4番・5番は、久々野町無数河の案件です。

4番は、田 4筆 を交換し、2筆を賃貸借契約します。作付は水稲・野菜の予定です。

5番は、田 1筆 1,031㎡を交換します。作付けについては露地野菜、菌床しいたけの予定です。この交換と賃貸借によって、最低経営面積の条件はクリアされます。

6番7番は、朝日町甲地内の案件になります。田 2筆 940、1,598㎡を隣地取得するものです。作付けについては水稲の予定です。

以上、7件、田 13筆で合計 11,841㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第98号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、3件の上程となります。

1番は、中切町の案件です。田 1筆 344㎡について、中部縦貫道の用地買収により失う農業用倉庫の代替地として、転用する申請です。

2番は、新宮町の案件です。田 3筆 333㎡について、一体利用地を含めて住宅に転用する申請です。

3番は、清見町大原地内の案件です。畑 1筆 127㎡を薪置場 倉庫とする申請です。既転用のため、追認を求めるものです。

以上、3件、田4筆 畑1筆で 計 820㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

議 長 2番の、申請地の中の一体利用地は、どういう土地か？

池田書記 申請地以外は、雑種地になっています。

議 長 他にご意見等ありませんか。
(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第99号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は10件の上程です。

1番は、花岡町3丁目の案件です。田 1筆 37㎡について、

駐車場に転用する申請です。受人、渡人についてはすべて親族関係にあります。なお、既転用のため追認を求める案件です。

2番は、西之一色町1丁目の案件です。田畑 5筆 2,736㎡について、防災工事用の資材置場に転用するものです。転用期間は、H28.12.31までの予定です。

3番は、漆垣内町の案件です。田 1筆 400㎡について、親子間で使用貸借契約し個人住宅に転用する申請です。

4番は、片野町6丁目の案件です。田 2筆 875㎡について、一体利用地を含め、介護付きの高齢者住宅に転用する申請です。まちづくり条例の確認対象となります。

5番は、上岡本町1丁目の案件です。畑 1筆 294㎡について、駐車場に転用する申請です。

6番は、丹生川町瓜田の案件です。現況をふくめて畑 4筆 203㎡を、嵩上げする一時転用です。期間は、H28.3.18までの予定です。

7番は、清見町巢野俣の案件です。田 1筆 805㎡を災害復旧用現場事務所に転用する申請です。期間は、6ヶ月間の予定です。

8番は、久々野町無数河の案件です。田 1筆 257㎡について嵩上げする一時転用です。期間は、H28.3.25までの予定です。

9番は、久々野町阿多粕の案件です。田畑 3筆 270㎡について、植林して山林にする申請です。既に山林化しており、追認を求めるものです。

10番は、朝日町立岩の案件です。田 1筆 458㎡について、娘夫婦の個人住宅に転用する申請です。

以上、10件、田畑等20筆、6,335㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定い

たします。

続きまして、日程第8 議第100号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、3件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番から3番まで一体利用地で、荘川町野々俣の案件になります。変更申請については、一時転用の期間の変更です。

当初、工事の契約期間をもって、転用期間を定めましたが、正式な工事の工期延長があり、それに伴い今回の、転用期間の変更申請となりました。期間延長以外の変更点はございません。

以上3件について、ご審議のほどよろしくお願います。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

議長

続きまして、日程第9 議第101号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、1件の上程となります。

三福寺町地内の案件になります。相続人は、市内に在住する農家です。被相続人の所有する田畑 14筆 7,580.46㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、いずれも、水稻・露地栽培をして農地利用をされており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしくお願います。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第102号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は1件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、認定農業者である借人は水稻、露地野菜（ニンニク）の経営をしており、田1筆1,977㎡を新規8年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、1件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第17回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

加藤 正雄 委員

森山 護 委員
